

広島市西部流通業務団地における流通業務施設等の取扱基準

(基準の内容)

この取扱基準は、流通業務市街地の整備に関する法律（以下「流市法」という。）第 2 条第 1 項に定義する流通業務施設又は同条第 6 項に定義する公益的施設のうち、広島市西部流通業務団地（以下「団地」という。）で建設等を行う次に掲げる流通業務施設又は公益的施設について、都市計画法第 53 条の許可を行う際の取扱いの基準を定めたものである。

この取扱い基準は、広島市西部流通業務地区においても適用するものとする。

(取扱いの基準)

第 1 運輸関連施設と認めるものは、次に掲げる施設とする。

1 主たる施設は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トラックターミナルその他貨物の積卸しのための施設（流市法第 5 条第 1 項第 1 号）
- (2) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場（流市法第 5 条第 1 項第 3 号）
- (3) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業又は倉庫業の用に供する事務所（流市法第 5 条第 1 項第 5 号）

2 前項各号の施設に付帯して設ける施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、付帯して設ける施設の床面積の合計は、主たる施設及び付帯して設ける施設の床面積の合計の 2 分の 1 未満とする。

- (1) 別表に掲げる施設（第 8 項第 7 号及び第 8 号は除く）
- (2) 卸売業及び通信販売小売業の用に供する事務所

第 2 卸売業の用に供する施設と認めるものは、次に掲げる施設とする。

1 主たる施設は、卸売業の用に供する事務所若しくは店舗（流市法第 5 条第 1 項第 5 号）又は倉庫（流市法第 5 条第 1 項第 3 号）とする。

2 前項の施設に付帯して設ける施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、付帯して設ける施設の床面積の合計は、主たる施設及び付帯して設ける施設の床面積の合計の 2 分の 1 未満とする。

- (1) 別表に掲げる施設
- (2) 野積場又は貯蔵槽（流市法第 5 条第 1 項第 3 号）
- (3) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業又は倉庫業の用に供する事務所（流市法第 5 条第 1 項第 5 号）
- (4) 団地の機能を害するおそれがない施設で、広島市西部流通業務地区における流市法第 5 条許可基準（以下「流市法許可基準」という。）第 1 第 4 項に該当するもの

3 団地内従業者等への福利厚生の実施又はサービスの提供を目的として設置される施設で、次の各号に該当するもの。ただし、同種の施設は、幹線道路等に囲まれたブロック内に 1 箇所までとする。

- (1) 日用品の販売を主たる目的とする小売店舗又は食堂若しくは喫茶店であって、団地内の卸売業を営む事業者を主たる構成員とする中小企業等協同組合法に規定する組合が所有する土地又は建物に設置されるもの
 - (2) 前号の用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²以内のもの
 - (3) 団地の機能を害するおそれがないもの
- 4 団地内従業者等が利用する自動車駐車場又は自動車車庫であって、団地内で卸売業を営む事業者を主たる構成員とする中小企業等協同組合法に規定する組合が所有する土地に、組合が設置及び運営するもので、団地の機能を害するおそれがないもの

第3 中央卸売市場（広島市と畜場を含む。）と認めるものは、次に掲げる施設とする。

- 1 主たる施設は、卸売市場（流市法第5条第1項第2号）、と畜場及び市場関連施設（中央卸売市場の取り扱う水畜産物等を加工又は卸売りするための施設（倉庫を含む。））とする。
- 2 前項の施設に付帯して設ける施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、付帯して設ける施設の床面積の合計は、主たる施設及び付帯して設ける施設の床面積の合計の2分の1未満とする。
 - (1) 別表に掲げる施設（第8項第7号及び第8号は除く）
 - (2) 野積場又は貯蔵槽（流市法第5条第1項第3号）
 - (3) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業又は倉庫業の用に供する事務所(流市法第5条第1項第5号)

第4 公益的施設と認めるものは、次に掲げる施設とする。

- 1 主たる施設は、流市法施行規則第1条に規定する公益的施設とする。
- 2 前項の施設に付帯して設ける施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、付帯して設ける施設の床面積の合計は、主たる施設及び付帯して設ける施設の床面積の合計の2分の1未満とする。
 - (1) 団地内従業者等への福利厚生の実施又はサービスの提供を目的として団地内の組合が設置又は運営する施設で、次のいずれかに該当するもの
 - ア スポーツ・レクリエーション施設
 - イ 文化的施設
 - ウ 宿泊施設
 - (2) 流市法許可基準第2に規定するもの
 - (3) 別表第8項第6号及び第9号に掲げるもの

(施行日)

この取扱基準の施行期日は、平成13年3月12日とする。

(施行日)

この取扱基準は、平成18年11月9日から施行する。

(施行日)

この取扱基準は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

(施行日)

この取扱基準は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

(施行日)

この取扱基準は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

(施行日)

この取扱基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

【別表 各流通業務施設に付帯する施設】

- 1 上屋又は荷さばき場(流市法第 5 条第 1 項第 4 号)
- 2 流市法第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所(流市法第 5 条第 1 項第 6 号)
- 3 金属板、金属線又は紙の切断、木材の引割りその他物資の流通の過程における簡易な加工の事業で流市法施行令第 3 条で定めるものの用に供する工場(流市法第 5 条第 1 項第 7 号)
- 4 製氷又は冷凍の事業の用に供する工場(流市法第 5 条第 1 項第 8 号)
- 5 自動車駐車場又は自動車車庫(流市法第 5 条第 1 項第 9 号)
- 6 自動車に直接燃料を供給するための施設、自動車修理工場又は自動車整備工場(流市法第 5 条第 1 項第 10 号)
- 7 公益的施設で、次に掲げるもの
 - (1) 流市法施行規則第 1 条に規定するもの
 - (2) 流市法許可基準第 1 第 6 項に規定するもの
- 8 団地の機能を害する恐れがない施設で、次に掲げるもの
 - (1) 物資の流通の過程における簡易な加工の事業の用に供する工場（3 に掲げるものを除く）
 - (2) 農産物、畜産物若しくは水産物の処理若しくは加工又は木製、紙製若しくは合成樹脂製の包装材料の製造の事業の用に供する工場（流市法施行令第 4 条第 1 号）
 - (3) 流通業務を営む者が主としてその従業者の一時的な休泊の用に供するため設置する施設(流市法施行令第 4 条第 2 号)
 - (4) 液化石油ガスの販売所(流市法施行令第 4 条第 3 号)
 - (5) 計量法第 107 条に規定する計量証明の事業の用に供する事業所(流市法施行令第 4 条第 4 号)
 - (6) 団地内従業者等への福利厚生の充実及びサービスの提供を目的として設ける施設のうち、次のいずれかに該当するもの
 - ア 日用品の販売を主たる目的とする小売店舗、食堂及び喫茶店で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²以内のもの
 - イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²以内のもの
 - ウ 診療所
 - エ 保育所・託児所
 - (7) 団地内で卸売業を営む事業者が設置及び運営する小売店舗（店舗面積 500 m²以内）であって、当該事業者が取り扱う物品又はこれらと類似関連する物品を販売するもの
 - (8) 団地内で卸売業を営む事業者が設置及び運営する工場（床面積 500 m²以内）であって、当該事業者が取り扱う物品を製造するもの。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二（る）項に掲げるものを除く。
 - (9) 流通業務機能を支援する目的で設ける会議研修施設又は情報施設
 - (10) 流通業務施設と機能上、密接な関連を有し、当該施設の立地により相互便益が生まれ、流通機能の向上につながると認められる施設